

放射線に関する牛久市の方針

平成 23 年 10 月 20 日
牛久市放射能対策会議

はじめに

平成 23 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、依然として市民生活にさまざまな影響を及ぼしております。文部科学省によるダストサンプリング（大気中に浮遊する放射性物質）測定の結果（平成 23 年 6 月 1 日～9 月 3 日）を見ても、現在では、大気中や雨に放射性物質が含まれることはほとんどないようです。しかしながら、全国的に放射線量の測定は継続して行われ、またその数値も劇的に低減される状況にはありません。市民の皆様におかれましても、生活空間及び食の安全をはじめとする生活全般について大きな不安をお持ちのことと存じます。

牛久市では、平成 23 年 5 月 23 日に「牛久市放射能対策会議」を発足させ、放射能に関して市としての方針や対策を協議検討し、決定事項を実施してまいりました。

5 月 26 日に開始された放射線量の測定は現在も継続して行っておりますが、公表される数値への不安の声が、特に小さなお子様をお持ちの保護者の方々より多く聞かれます。牛久市では、1 時間あたり 0.3 マイクロシーベルトを除染の目安と定め、子どもたちが長い時間を過ごす教育施設等については詳細な測定を経て、大部分の施設において 8 月 27 日までに土の削り取り等の除染作業を終えたところです。同様に、公園、自治会館でも詳細な測定を実施して、対策を検討することが決定しております。

測定器につきましても、従来使用しておりました簡易型測定器に代わり、8 月 25 日より精度の高い機器による測定が開始されました。

また、食の安全に対するひとつの対策として、食品放射能分析システムを市保健センターに設置しました。このシステム活用の第一段階として、給食の食材を含め牛久市営青果市場から出荷される農作物の放射性物質の測定を開始すると同時に、市内の生産者個人からの測定要望にも応えております。これらの測定結果を 1 つの目安として、生産者への支援及び消費者への情報提供を図る方針です。

引き続き、牛久市は放射能対策に関する情報を速やかに公開いたします。毎日、市民の皆様から多くのご意見、ご要望を賜っておりますが、可能な限りお応えできるよう努めてまいります。

1. 放射線量の測定

現在、牛久市において実施されている放射線量の測定の概要は以下の通りです。

(1) 市内の空間線量の測定について

① 測定箇所

学校施設を中心とした測定箇所を 54 ヶ所設け、曜日ごとに測定しています。なお、必要に応じ測定箇所を増やしてまいります。

火曜日 第 1 グループ(28 ヶ所)

水曜日 庁舎敷地内

木曜日 第 2 グループ(26 ヶ所)

第 1 グループ：牛久小学校、奥野小学校、中根小学校・第一幼稚園、向台小学校・牛久ふ

れあい保育園、牛久第一中学校、下根中学校、牛久高校、東洋大牛久高校、かわい幼稚園、牛久幼稚園、ひたち野うしく幼稚園、中央保育園、上町保育園、栄町保育園、つばめ保育園、つばめ保育園牛久駅前分園、つつじが丘ふたばランド保育園、牛久ふれあい保育園分園、神谷小さくら台児童クラブ、教育センターきぼうの広場、田宮東街区公園、みどり野第1街区公園、小坂第1街区公園、柏田第2街区公園、栄町第1街区公園、牛久運動公園、牛久運動広場、奥野運動広場

第2グループ：岡田小学校、牛久第二小学校、神谷小学校、ひたち野うしく小学校、牛久第二中学校、牛久第三中学校、牛久南中学校、牛久栄進高校、第二幼稚園、こばと幼稚園、フレンド幼稚園、牛久文化幼稚園、牛久教会こどものいえ幼稚園、つつじが丘保育園、向原保育園、下根保育園、ふたばランド保育園、牛久ひかり保育園、こども発達支援センターのぞみ園、自然観察の森、ひたち野みずべ公園、ひたち野さくら公園、ひたち野おやま公園、刈谷第1街区公園、本町第1街区公園、クリーンセンター

② 測定ポイント

原則として校庭・園庭等の中心部に定点を設定しています。公園においては、砂場の測定も継続して行っています。

③ 測定条件

地表から0cm、50cm、1mの高さで、専用台に乗せて測定しています。

第2・4水曜日の庁舎内測定のみ、県のモニタリングカーに設置された測定器による地表から2.5mの高さの数値と、通常の測定器による1mの高さの数値の2種類が公表されます。なお、県では9月1日に、全市町村にモニタリングポストを設置することを発表しています。

④ 測定器

日立アロカメディカル(株) TCS-172Bを使用しています。

⑤ 測定方法

1ヵ所につき10秒ごとに5回計測し、平均値を公表しています。

⑥ 測定値公表方法

即日、市HP、メールマガジン及び市役所や各生涯学習センター等の公共機関に掲示すると同時に、報道機関にも公表します。また、毎月1日と15日に発行される「広報うしく」にも可能な限り新しい日付の測定結果一覧を掲載します。

*新聞等で発表される県のモニタリングポスト(水戸市)は、地上から3.5mの高さに設置されており、機器の種類も異なることから、市が公表する数値とは差が生じる傾向にあります。

(2) 飲料水の測定について

① 水道水

現在、毎週金曜日に、茨城県南水道企業団が茨城県環境放射線監視センターに分析を依頼し、その結果をHPで公表しています。牛久市は同企業団より結果の連絡を受けて、HP及びメールマガジンで即日公表しています。

下記の基準値を超えた場合、原子力安全委員会が定める「飲食物制限に関する指標」などにに基づき、以下の対策を講じることとなります。

*水道水中の放射性ヨウ素 (I-131) が 300 ベクレル/kg、もしくは放射性セシウム (Cs-134, Cs-137) が 200 ベクレル/kgを超える場合には、水道水の飲用を控える。

*水道水中の放射性ヨウ素 (I-131) が 100 ベクレル/kgを超える場合には、乳児による水道水の摂取を控える。この状況になった場合、市から乳児を持つ家庭にペットボトル飲料水 (量は状況に応じて決定：交通防災課) を配布する。

② 井戸水

平成 23 年 3 月 26 日から 28 日に市内 9 ヶ所 (総合福祉センター、中央保育園、奥野小学校、岡見会館、下町区自治会館、猪子住宅、神谷区公会堂、筑波南桂工業団地及び奥原工業団地の浄水場) の井戸水について放射能測定したところ、放射性ヨウ素、放射性セシウムはいずれも不検出でした。また、8 月 26 日に専門分析機関で、8 月 31 日及び 9 月 9 日に食品放射能測定システム (日立アロカメディカル製 CAN - OSP - NAI) で再度測定したところ、9 ヶ所から採取した井戸水はいずれも不検出でした。今後も毎月 10 日に測定を実施し、公表してまいります。

また、放射性セシウムは土壌と結合し地表面から 1~5 cm に大部分がとどまること、地上から水脈に到達するまでに地層ろ過で放射性物質が除去されることから、汚染される可能性は低いと考えられています。

(3) 土壌の測定について

文部科学省は 8 月 30 日に、航空機からのモニタリング調査を基に作成した県内の放射性セシウムの濃度マップを発表しました。また、農林水産省は本県を含め、農地に含まれる放射性セシウムの濃度分布図を公表しました。結果はそれぞれの省のホームページでご覧になれます。本市においては、独自に市内の放射線量及び土壌セシウム濃度のマップ作成が計画され、現在準備を進めているところです。

2. 園児・児童・生徒の学校生活に関する方針・対策

園児・児童・生徒の放射線量低減を図るため、国の基準に沿って以下のような対策をとります。

- ① 文部科学省「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について (通知)」 (平成 23 年 4 月 19 日付け 23 文科ス第 134 号) では、国際放射線防護委員会 (ICRP) の参考レベルを基準として、毎時 3.8 マイクロシーベルト以上になった場合は屋外活動を制限することとしていました。これは、あくまでも「暫定的考え方」であったため、8 月 26 日に新たに方針が示されました。この「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について (通知)」 (平成 23 年 8 月 26 日付け 23 文科ス第 452 号) では、学校において児童生徒等が受ける線量については、原則年間 1 ミリシーベルト以下とし、これを達成するため、校庭・園庭の空間線量率は毎時 1 マイクロシーベルト未満を目安とするとしています。
- ② 福島県及びその近県 (茨城県を含む) については、校庭において空間線量が毎時 1 マイクロシーベルト以上になった場合、国が経費の大部分を負担して除染 (土の削り取り等) を行うことを決めています。牛久市では、独自に除染の目安を毎時 0.3 マイクロシーベルトとし、既に平成 23 年 8 月 27 日までに教育施設等を対象に除染作業を実施しました。今後も継続し、状況により除染を検討します。
- ③ 被曝線量低減のための具体策として、以下のような対策を呼びかけます。

- ・土や砂を口に入れない。
- ・飲料水以外の川や水たまりの水を口にしない。
- ・外で遊んだら、手や顔についた土や砂をよく洗い落とす
- ・登校、登園時や帰宅時に靴の泥を落とす。衣服に付着した土やほこりなどを払い落とす。
- ・風が強いとき、土ぼこりが多いときは窓を閉める。
- ・降雨時には傘を使用し、できるだけ雨にぬれないようにする。

④ 給食について

牛久市営青果市場から出荷される給食用の農作物については、食品放射能測定システム（日立アロカメディカル製 CAN - OSP - NAI）により、市が同一圃場の同一作物ごとに放射性物質の測定を実施し、事前に結果を HP 上で公表します。基本的に給食に関しては不検出のもののみを使用します。牛久市営青果市場以外から出荷される食材については、サンプリング調査等により安全性を確認した農畜産物を積極的に使用します。

⑤ プール学習について

- ・水源：水道水は県南水道企業団による検査が行われているため、問題ありません。
また、井戸水についても、放射性セシウムは土壌と結合し地表面から 1～5 cm に大部分がとどまること、地上から水脈に到達するまでに地層ろ過で放射性物質が除去されることから、汚染される可能性は低いと考えられています。
- ・雨水：現在、県内の空間線量率は安定しており、空中に浮遊する放射性物質はほとんど無いという状況なので、雨水についても問題ないと思われます。
- ・水源、雨水の状況に加え、市では 6 月 16 日から各校のプール水について放射性物質量の測定を行っています。また、今後につきましても、毎年プール学習開始までに測定を行います。

3. 公園について

- ① 公園は子どもたちが利用する機会が多いことから、公園の利用について判断する基準値は学校生活における方針で採用されている数値に準拠します。
- ② 公園において空間線量が毎時 0.3 マイクロシーベルト以上になった場合は、当該公園における詳細な測定を行い、適切な対策を講じてまいります。

4. 市内で生産される農作物について

牛久市営青果市場から出荷される農作物については、給食の食材を含め、食品放射能測定システム（日立アロカメディカル製 CAN - OSP - NAI）により、市が同一圃場の同一作物ごとに放射性物質の測定を実施します。また、JA 竜ヶ崎市等にも協力を依頼し、市内で生産された農畜産物等全般の測定を推進しています。

こうして測定された結果、国の規制値を下回ったものについては「測定済」のオリジナルシール（下図）を生産者に配布しています。生産者がこのシールを当該農作物に貼り付けて出荷することにより、生産者支援と消費者への情報提供を図ります。



5. 放射線・放射能に関しては、以下のサイトで通知や Q&A、最新情報等がご覧になれます。

牛久市 HP <http://www.city.ushiku.ibaraki.jp>

茨城県 HP <http://www.ibaraki-pref.jp>

文部科学省 HP <http://www.mext.go.jp/>

農林水産省 HP <http://www.maff.go.jp/>

「妊娠中の方、小さなお子さんをもつお母さんの放射線へのご心配にお答えします～水と空気と
食べ物の安心のために～」 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r-98520000014hed.html>

専門家が答える暮らしの放射線 Q&A <http://radi-info.com/>

食品と放射能 Q&A 消費者庁 <http://www.caa.go.jp>

6. 牛久市の情報提供について

牛久市では、放射能に関する情報提供を以下のように実施いたします。

方針：牛久市ホームページ（<http://www.city.ushiku.ibaraki.jp>）

メールマガジン（かつばメール）

市内公共機関等の窓口に冊子を設置

Q & A：牛久市ホームページ（<http://www.city.ushiku.ibaraki.jp>）

メールマガジン（かつばメール）

市内公共機関等の窓口に冊子を設置

測定値：牛久市ホームページ（<http://www.city.ushiku.ibaraki.jp>）

メールマガジン（かつばメール）

市内公共機関等（保健センター、総合福祉センター、各生涯学習センター、ひたち野リ
フレ、牛久運動公園体育館、中央図書館、クリーンセンター）にて最新の測定値一覧を
掲示